ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百四十一万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	百六十二万円

（略）

令第一条第五号の認定に係る評価	令第一条第六号の認定に係る評価	
ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		五十二万円
ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		九十四万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及び模型箱試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		百十五万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及びガス有毒性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		九十一万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、模型箱試験及びガス有毒性試験を行うことにより十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		百三十三万円
	ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
	ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十四万円

令第一条第五号の認定に係る評価	令第一条第六号の認定に係る評価	
ガス有害性試験不要材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		五十二万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について十分間の不燃性能を有することを確かめる場合		九十一万円
	ガス有害性試験不要材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
	ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について五分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円

（略）